



質疑応答を行う中嶋町長

「糟屋6町まちづくり構想」住民説明会が各町で開催されました

糟屋6町では、まちづくり構想概要版を各家庭に配布しました。そして、7月から9月にかけて、行政区単位やコミュニティ単位などで、町執行部や議会議員、町民みなさんの参加のもと、まちづくり構想説明会が開催されました。説明会では、合併問題に関して、構想策定に至った経緯、合併した場合の将来像などについて質疑応答などが行われました。

合併市町村基本計画とは、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るため、ハード・ソフト両面を含む幅広い内容を盛り込んで作成する計画のことで、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。この計画は、合併協議会において作成され、都道府県が実施する事業についても記載されます。
市となるべき要件の特例(第7条)
新設合併の場合、人口要件は3万人以上でその他の要件は満たさなくてもよいことになりました。

みんなで考えよう まちの未来

合併新法の主な概要について

目的(第1条)
合併新法とは、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的としています。

合併協議会の設置(第3条)
合併をしようとする市町村は、合併市町村基本計画の作成やその他合併に関する協議を行うため、合併協議会を設置します。
合併市町村基本計画(第6条)
合併市町村基本計画とは、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るため、ハード・ソフト両面を含む幅広い内容を盛り込んで作成する計画のことで、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。この計画は、合併協議会において作成され、都道府県が実施する事業についても記載されます。

議会の議員の定数・在任に関する特例(第8条、第9条)
議会の議員の身分に関する特例があります。

農業委員会の委員の任期等に関する特例(第11条)
農業委員会の選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができず。
地方税の不均一課税(第16条)
合併市町村の全域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合には、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り、課税しないこと又は不均一の課税をすることができず。

旧合併特例法との大きな違いは、財政支援の有無です。合併新法では、地方交付税の額の算定の特例(第17条・合併算定替)を除き、合併特例債など旧合併特例法で認められていた財政的優遇措置は廃止されています。合併新法は、旧法による手厚い財政支援をなくしたうえで、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの自主的な合併を推進する限定的な法律に変わっています。

【経過報告】

平成19年8月28日

- 第1回合併協議会設立準備会 合併協議会規約(案)について協議されました。
- 合併協議会の名称 糟屋6町合併協議会と称することを確認
- 合併協議会の事務所の位置 糟屋6町の町長が協議して定めた場所に置くことを確認
- 合併協議会委員構成
 - ・町長、副町長
 - ・糟屋6町の議会の議員
 - ・糟屋6町の町長がそれぞれ推薦する学識経験を有するものを選出することを協議
- 合併協議会の経費の負担方法
 - ・人口割および均等割り方式とすることを協議

宇美町 篠栗町
志免町 須恵町
久山町 粕屋町

飲酒運転を厳罰強化！ 道路交通法が一部改正

道路交通法が一部改正され、平成19年9月19日に施行されました。今回の改正では、未だになくならない飲酒運転や、飲酒運転を隠そうとする悪質な運転者(ひき逃げ)に対する厳罰強化のほか、道

路交通法では罰則がなかった車両提供や酒類提供、また、飲酒運転車両への同乗についても新たに罰則が設けられました。今回の、主な改正のポイントは次のとおりです。

「飲酒運転」の罰則が強化されます！

酒酔い運転

- 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

「車両または酒類の提供、同乗行為」者にも罰則が適用されます！

車両提供の禁止

- 提供された運転者が酒酔い運転した場合
- 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類提供の禁止

- 提供された運転者が酒酔い運転した場合
- 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 2年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

同乗の禁止

- 運転者が酒酔い運転の場合
- 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

「飲酒検知拒否」の罰則が引き上げられます！

- 飲酒検知拒否
- 30万円以下の罰金
- 3か月以下の懲役または50万円以下の罰金

刑法改正

交通事故の罰則が強化されました！

- 「自動車運転過失致死傷罪」事故を起こした者に適用！
- 7年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金
- 「危険運転致死傷罪」二輪車にも適用！
- 20年以下の懲役



「ひき逃げ」の罰則が引き上げられます！

これまで飲酒運転など特定の違反をしていると認められる場合に限られていましたが、改正後は、他の交通違反や交通事故を起こした運転者に対する提示義務が課されます。

- 救護義務違反
- 5年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 10年以下の懲役または100万円以下の罰金

免許証提示義務
5万円以下の罰金